

## 親族優先提供に関する諸課題について

### 【検討に当たっての留意点】

- 親族優先提供の意思表示は、表示された親族に期待を生じさせることなどから、運用上、これまでとは違った問題が発生する懸念がある。
- 親族優先提供の意思表示は、具体的な制度について十分に理解をした上で行っていただく必要がある。
- 親族に対し臓器を優先的に提供する意思は、臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者が、その意思の表示に併せて、書面により表示することができる。

### 【論点】

1. 親族優先提供の意思表示を行う方法として以下が挙げられるが、留意すべき点はあるか。

(例えば、可能な限り意思登録システムを活用する 等)

- ※ 現在のツール (1) 臓器提供意思表示システム  
 (2) 運転免許証、健康保険証等  
 (3) ドナーカード

### 2. 親族優先提供の記載方法

意思の記載方法として「親族」「個人名」が挙げられるが、どのように考えるか。

(例えば、親族がレシピエント登録をしている方には個人名を記載していくだく 等)

(参考1) 臓器移植委員会及び作業班における議論を踏まえ、パブリックコメントにおいて、以下の考え方を提示しているところ。

- ・ 「親族」と書いていただくが、「個人名」記載も特に排除しない
- ・ 個人名を書いた場合も親族全体を優先すると取り扱う
- ・ 親族も含め提供先を限定する意思表示は行えない

(参考2) 親族優先提供の記載方法に関しては、これまで以下のような議論があった

- 臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関する作業班において、親族優先提供の意思表示は移植機会の公平の特例であることや運用上の懸念を防ぐ必要があることを踏まえ、単に「親族」と表示することとすべきとの見解が示された
- 前回の当委員会において、具体的なレシピエントの存在を思い浮かべて個人名を書くことが多いと考えられることから、単に親族と書かせるよりも、個人名を記載する方法とした方がよいのではないかとの御意見があった